

報告第 1 9 号

平成 1 5 年 6 月 2 5 日承認

総務・企画部会検査分科会の事務事業調整方針について

総務・企画部会検査分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 6 月 2 5 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第19号

協 議 会 報 告 項 目

総 務 ・ 企 画 部 会

検査分科会 1-7

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹 事 会 確 認 日	備 考
		1回	2回	3回		
1 - 7 - 1	完成検査(工事検査)	4/24	6/5		6/5	
1 - 7 - 2	出来高部分検査(工事検査)	4/24	6/5		6/5	
1 - 7 - 3	中間検査(工事検査)	4/24	6/5		6/5	
1 - 7 - 4	随時検査(工事検査)	4/24	6/5		6/5	
1 - 7 - 5	優良建設工事請負業者表彰	4/24	6/5		6/5	
1 - 7 - 6	設計積算システム	4/24	6/5		6/5	
1 - 7 - 7	三重県市町村検査担当協議会	4/24			5/8	
1 - 7 - 8	検査体制	4/24	6/5		6/5	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	検査分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 完成検査(工事検査)	<p>本市が所管する工事(当初の契約金額が500万円以上の修繕を含む)及び公共団体等から依頼を受けて行う検査の対象となる工事を、津市工事検査要綱に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。</p> <p>完成検査は、契約書等に基づき、工事が完成したときに行う検査です。</p>	<p>本市が所管する工事及び公共団体等から依頼を受けて行う検査の対象となる工事を、久居市工事検査要綱に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。</p> <p>同左</p>	<p>本町が所管する工事を河芸町工事検査要綱に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。</p> <p>同左</p>	<p>芸濃町が所管する工事及び公共団体等から依頼を受けて行う検査の対象となる工事を芸濃町建設工事等検査規則(三重県建設工事検査基準用)に基づき、請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。</p> <p>同左</p>	<p>村が所管する工事(入札に伏した物件)及び公共団体等から依頼を受けて行う検査対象となる工事を美里村財務規則に基づき工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。</p> <p>同左</p>	<p>本町が所管する工事(変更後の契約金額が130万円以上の工事等)を、安濃町会計規則に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。130万円未満は担当課長の検査となります。</p> <p>同左</p>
2 出来高部分検査(工事検査)	<p>本市が所管する工事(当初の契約金額が500万円以上の修繕を含む)及び公共団体等から依頼を受けて行う検査の対象となる工事を、津市工事検査要綱に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。</p> <p>出来高部分検査は、工事の出来高部分について、部分払いをするために行う検査です。</p>	<p>本市が所管する工事及び公共団体等から依頼を受けて行う検査の対象となる工事を、久居市工事検査要綱に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。</p> <p>同左</p>	<p>本町が所管する工事を河芸町工事検査要綱に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。</p> <p>同左</p>	<p>芸濃町が所管する工事及び公共団体等から依頼を受けて行う検査の対象となる工事を芸濃町建設工事等検査規則(三重県建設工事検査基準用)に基づき、請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。</p> <p>同左</p>	<p>村が所管する工事(入札に伏した物件)及び公共団体等から依頼を受けて行う検査の対象となる工事を美里村財務規則に基づき工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。</p> <p>同左</p>	<p>本町が所管する工事を、安濃町会計規則に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。</p> <p>同左</p>
3 中間検査(工事検査)	<p>本市が所管する工事(当初の契約金額が500万円以上の修繕を含む)及び公共団体等から依頼を受けて行う検査の対象となる工事を、津市工事検査要綱に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。</p> <p>中間検査は、工事の一部が完成した場合に、その部分を使用するために行う検査です。</p>	<p>本市が所管する工事及び公共団体等から依頼を受けて行う検査の対象となる工事を、久居市工事検査要綱に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。</p> <p>中間検査は、工事の一部が完成した場合に、その部分を使用するために行う他、事業担当課長から検査の依頼があった場合、また、検査員が必要があると認めた場合に行う検査です。</p>	<p>本町が所管する工事を河芸町工事検査要綱に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。</p> <p>津市に同じ</p>	<p>芸濃町が所管する工事及び公共団体等から依頼を受けて行う検査の対象となる工事を請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。</p> <p>同左</p>	<p>中間検査としては、実施していないが出来高の部分検査等については、事業担当課長が確認検査を実施しています。</p> <p>同左</p>	<p>本町が所管する工事を、安濃町会計規則に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。</p> <p>同左</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 2. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 3. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	---

構成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
本町が所管する工事を香良洲町建設工事検査要綱に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。 同左	一志町が所管する工事(50万円以上で契約書締結のもの)を、一志町工事検査規則により、工事にかかる請負契約の履行確認のため、三重県の制定する土木工事検査基準に準じて完成検査を実施します。 同左	本町が所管する工事及び公共団体等から依頼を受けて行う検査の対象となる工事を、三重県建設工事検査規則に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。 同左	本村が所管する工事を三重県建設工事検査規則に基づき、工事にかかる請負契約の適正な履行を検査監が工事検査を行い確認する。 同左	・事務内容は津市の例により調整する。
本町が所管する工事を香良洲町建設工事検査要綱に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。 同左	一志町が所管する工事(50万円以上で契約書締結のもの)を、一志町工事検査規則により、工事にかかる請負契約の履行確認のため、三重県の制定する土木工事検査基準に準じて完成検査を実施します。 同左	本町が所管する工事及び公共団体等から依頼を受けて行う検査の対象となる工事を、三重県建設工事検査規則に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。 同左	本村が所管する工事(100万円以上で契約書締結のもの)を三重県建設工事検査基準等に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を実施します。 同左	・事務内容は津市の例により調整する。
本町が所管する工事を香良洲町建設工事検査要綱に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。 同左	一志町が所管する工事(50万円以上で契約書締結のもの)を、一志町工事検査規則により、工事にかかる請負契約の履行確認のため、三重県の制定する土木工事検査基準に準じて完成検査を実施します。 久居市と同じ	本町が所管する工事及び公共団体等から依頼を受けて行う検査の対象となる工事を、三重県建設工事検査規則に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。 同左	本村が所管する工事(100万円以上で契約書締結のもの)を三重県建設工事検査基準等に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を実施します。 津市と同じ	・事務内容は津市の例により調整する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	検査分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
4 随時検査(工事検査)	<p>本市が所管する工事(当初の契約金額が500万円以上の修繕を含む)及び公共団体等から依頼を受けて行う検査の対象となる工事を、津市工事検査要綱に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。</p> <p>随時検査は、事業担当部長から検査に係る依頼があった場合、また検査担当理事及び検査員が必要であると認める場合等に行う検査です。</p>	-	<p>本町が所管する工事を河芸町工事検査要綱に基づき、工事に係る請負契約の適正な履行を確認するため工事検査を行います。</p> <p>随時検査は、事業担当課から検査に係る依頼があった場合、また検査員が必要であると認める場合等に行う検査です。</p>	-	-	-
5 優良建設工事請負業者表彰	<p>平成7年度工事以降から、津市優良工事請負業者表彰要綱に基づき、表彰を行う年度の前年度に完成された対象工事を施工した請負業者の中から、特に優れた業者を対象に優良建設工事請負業者として表彰する。</p>	-	-	-	-	-
6 設計積算システム	<p>建設3部及び農林水産事業に係る設計積算事務の円滑かつ効率的な遂行を図ることを目的として、平成6年度から積算システム機器を導入しています。</p> <p>現在、積算室にサーバー2台(バックアップ機1台含む)を設置し、設計積算に係わる技術吏員が自席で設計積算可能なノートパソコンが47台設置されており、またLANに接続されていない部署のために積算室に3台のデスクトップパソコンが設置されています。</p> <p>システム運用については、個人のパスワードによる管理を行っています。</p> <p>(株)日立情報システムズ中部支社の積算システム</p>	<p>建設部に係る設計積算事務の円滑かつ効率的な遂行を図ることを目的として積算システム機器を導入しています。</p> <p>現在、各課にサーバー3台を設置し、設計積算に係わる技術吏員が自席で設計積算可能なノートパソコンが12台設置されています。</p> <p>(株)東海データ通信サービス「エスティマ」 (株)ビーイング「ガイア」 タカノシステム</p>	<p>産業建設課の事業に係る設計積算の効率的な遂行を目的として積算システムを導入しています。</p> <p>現在2台導入しています。</p> <p>(株)ビーイングの積算システム「Gaia」</p>	<p>事業に係る設計積算の効率的な遂行を目的として積算システムを導入しています。</p> <p>建設課にて管理している。(3台)</p> <p>(株)ビーイングの積算システム「Gaia」</p>	-	<p>建設及び農林事業に係る設計積算事務の円滑かつ効率的な遂行を図ることを目的として、平成14年度から積算システム機器を導入しています。</p> <p>現在、設計積算に係わる職員が自席で設計積算可能なノートパソコンが3台設置されており、研修を重ねながら積算業務を行っている。</p> <p>データの機密保持のため、個人のパスワードによる管理を行っています。</p> <p>三重電算(富士通)の積算システム</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	4. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 5. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後2年程度) 6. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	・事務内容は津市の例により調整する。
-	-	-	-	・合併後2年間の実績による表彰とすることから、津市独自の表彰は廃止する。 ・事務内容は津市の例により調整する。
-	建設事業・上下水道事業・農林水産事業に係る積算事務の円滑かつ効率的な遂行を図ることを目的として平成7年度に三重県と同システムのエスティマを導入していましたが、平成13年度に三重県のシステムがサイディーンに変更されたことにより当町も同年12月よりサイディーンによる積算システムを導入しています。 現在、積算室にサーバー機1台を設置し、積算室内において2台のデスクトップ型のクライアントにより積算担当者が積算業務を行っています。 積算室の入室に関しては建設課・下水道課においてドアの鍵を管理し、システムの運用については積算担当者ごとにユーザーコードとパスワードを設定した管理体制をとっています。 (株)日立情報システムズ中部支社の積算システム	予算は、システム利用する事業課がそれぞれ執行している。農林商工課、上下水道課、建設課においてノートパソコン4台にて設計積算を行っている。平成14年度中に単価改正等のメンテナンスを容易にするため電算室のサーバ(指名入札)を使いLAN構築する。 ローディング(外)	農林水産事業・土木事業に係る設計積算事務の円滑かつ効率的な遂行を図ることを目的として、平成6年度から積算システム機器を導入している。 積算システム 農業1台(ノートブック)・・・ソフト名エスティマX(富士通) 林業1台(ノートブック)・・・ソフト名エスティマX(富士通) 土木1台(デスクトップ)・・・ソフト名 ローディック(NEC)	・津市の例により調整する。(今現在、三重県と同じシステムで対応しており、今後もその方針を継続する。)

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	総務・企画部会
関係項目		分科会	検査分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
7 三重県市町村検査担当協議会	市町村工事検査担当者の資質向上のための研修	同左	同左	同左	同左	同左
8 検査体制	<p>市長の任命する検査員は、やむを得ない場合を除き、技術吏員とする。(津市工事請負等の契約及び執行に関する規則第29条第3項)</p> <p>○検査員 23名(うち専任3名) 土木関係 8名 建築関係 5名 電気関係 5名 機械関係 5名</p> <p>参考 平成13年度設計書作成本数 423件</p>	<p>法第二百三十四条の二第一項による監督又は検査(検収)は、市長が職員に命じさせなければならない。(会計規則第101条) 検査員 総務課検査を担当する技術職員若しくは市長が命じた職員をいう。(久居市工事検査要綱第3条第1項1号) 臨時検査員 事業担当課長又は技術職員で、市長が命じたものをいう。(久居市工事検査要綱第3条第1項2号)</p> <p>○検査員 2名 土木関係 2名 ○臨時検査員 11名 土木関係 8名 建築関係 3名</p> <p style="text-align: center;">171件</p>	<p>法第二百三十四条の二第一項による監督又は検査(検収)は、町長が職員に命じさせなければならない。(会計規則第101条)</p> <p>○検査員 ・契約金額が1,000万円以上の工事 検査監3名 ・契約金額が500万円以上1,000万円未満の工事 部長 ・契約金額が500万円未満の工事 課長</p> <p style="text-align: center;">113件</p>	<p>検査員は町長が検査を命じた者をいう(芸濃町検査等規則第2条第1項) 合格、不合格の判定がしがたい事項については、検査員会に報告し、その指示を受けなければならない</p> <p>○検査員 1名(人数に制限はない、兼務)</p> <p style="text-align: center;">45件</p>	<p>村長は、検査又は検収を行う者に検査員を命ずる。(美里村財務規則第159条)</p> <p>○検査員1名(うち専任1名) 土木関係1名 建築関係0名 電気関係0名 機械関係0名</p> <p style="text-align: center;">50件</p>	<p>法第234条の2第1項による監督又は検査(検収)は、町長が職員に命じさせなければならない。(会計規則第101条)</p> <p>○検査員1名(企画商工課長) 企画商工課の検査は、助役が行なう。</p> <p style="text-align: center;">169件</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	7. 現行どおり新市に引き継ぐ。 8. 新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	
<p>町長は、検査又は検収を行う者に検査員を命ずる。(香良洲町会計規則第101条)</p> <p>○検査員 1名(兼務)</p> <p style="text-align: center;">43件</p>	<p>町長は、第百四条の規定による契約の履行完了の届出を受けたときは……検査又は検収を職員に命じて行わなければならない。(一志町会計規則第106条第1項)</p> <p>○検査員 3名(全員兼務体制) 土木関係・建築関係全て上記3名で対応している。 電気・機械関係近年該当なし</p> <p style="text-align: center;">115件</p>	<p>法第234条の2第1項の規定による監督又は検査(検収)は、町長が職員に命じさせなければならない。(白山町会計規則101条)</p> <p>検査員は技術吏員で、町長が命じた者。</p> <p>○検査員 1名(監査室職員兼務) 工事関係すべてを対応している。</p> <p style="text-align: center;">125件</p>	<p>法第234条の2第1項の規定による監督又は検査(検収)は、村長が職員に命じてこれをさせなければならない。(美杉村財務規則第111条第1項)</p> <p>○検査員 ・500万円以上の工事等 検査監3名 ・500万円未満の工事等 課長</p> <p style="text-align: center;">153件</p>	<p>・基本的に津市の例により調整する。</p>